

○ 最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件（平成二十二年金融庁告示第百三十号）
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を削る。

改正後	改正前
<p>(連結の範囲) 第三条 「略」 2 前項の規定にかかわらず、最終指定親会社が指定国際会計基準（連結財務諸表規則第九十三条に規定する指定国際会計基準をいう。）に基づき連結財務諸表の作成を行っている場合には、当該連結財務諸表に基づき連結自己資本規制比率を算出することができる。ただし、金融子会社については、全て連結の範囲に含めるものとする。</p> <p>3 「略」</p> <p>第四条 前三条の規定にかかわらず、最終指定親会社は、特別金融商品取引業者及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該特別金融商品取引業者及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件（平成二十二年金融庁告示第百二十八号。以下「特別金融商品取引業者に対する連結自己資本規制比率告示」という。）の例により、連結自己資本規制比率を算出することができる。この場合において、最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断する</p>	<p>(連結の範囲) 第三条 「同上」 2 前項本文の規定にかかわらず、最終指定親会社が指定国際会計基準（連結財務諸表規則第九十三条に規定する指定国際会計基準をいう。次条第四項において同じ。）に基づき、連結財務諸表の作成を行っている場合には、当該連結財務諸表に基づき連結自己資本規制比率を算出することができる。この場合において、当該連結財務諸表にかかわらず、金融子会社については、連結の範囲に含めるものとする。</p> <p>3 「同上」</p> <p>第四条 前二条の規定（前条第二項を除く。）にかかわらず、最終指定親会社は、特別金融商品取引業者及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該特別金融商品取引業者及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件（平成二十二年十二月金融庁告示第百二十八号。以下「特別金融商品取引業者に対する連結自己資本規制比率告示」という。）の例により、連結自己資本規制比率を算出することができる。この場合において、最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が</p>

<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>2 「略」</p> <p>（米）国式連結財務諸表を作成している最終指定親会社に関する経過措置）</p> <p>第十条 第三条第一項の規定にかかわらず、最終指定親会社が米国式連結財務諸表（米）国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法により作成した連結財務諸表をいう。）の作成を行っている場合には、当分の間、当該米国式連結財務諸表に基づき連結自己資本規制比率を算出することができる。ただし、金融子会社については、全ての連結の範囲に含めるものとする。</p>
<p>2 「同上」</p>	<p>4</p> <p>（米）国式連結財務諸表による連結財務諸表を作成している最終指定親会社への経過措置）</p> <p>第十条 第三条第一項本文の規定にかかわらず、最終指定親会社が米国式連結財務諸表（米）国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法により作成した連結財務諸表をいう。）の作成を行っている場合には、当分の間、当該米国式連結財務諸表に基づき連結自己資本規制比率を算出することができる。この場合において、当該米国式連結財務諸表にかかわらず、金融子会社については、連結の範囲に含めるものとする。</p>

ための基準は、連結自己資本規制比率が百二十パーセント以上であることとする。

「2・3 略」

「項を削る。」

附 則

適当であるかどうかを判断するための基準は、連結自己資本規制比率が百二十パーセント以上であることとする。

「2・3 同上」

4 第一項の規定に基づき連結自己資本規制比率を算出する最終指定親会社が指定国際会計基準に基づき連結財務諸表を作成している場合には、当該連結財務諸表に基づき連結自己資本規制比率を算出することができる。

附 則